

令和3年5月28日

協会会員 各位

(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会

適正化・活性化の取組状況に係る調査について

いつもお世話になります。

標記について、別添のとおり茨城運輸支局より調査依頼がありました。

内容は一昨年までと変更ありませんが、今回の調査では適正化事業・活性化事業に係る調査はなく、令和元年度と令和2年度分が調査対象となっております。

つきましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、別添「調査票の記入に係る留意事項」を参考に「調査票」に必要事項をご記入のうえ、FAX、郵送により下記の提出期限までに当協会へご報告をお願いします。

なお、令和元年度分につきましては、報告頂くまでの期間が非常に短いため、皆様方には多大なるご負担をお掛けすることとなりまして大変心苦しく思いますが、何卒よろしくご対応お願い致します。

なお、電子データによる場合によるご報告をご希望の方は、当協会ホームページからダウンロードすることが可能です。(HP「会員専用」参照)

記

提出期限:

- ・令和元年度(令和2年2月～4月) → 令和3年 6月 8日
- ・令和2年度(令和3年2月～4月) → 令和3年10月29日

提出先

FAX:029(297)7132 (一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会あて

または ibahakyo@bf.wakwak.com まで

【問い合わせ先】

029(297)7131 (一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会 服部

調査票の記入に係る留意事項

I. 賃金の改善度（別紙様式1）

（1）調査対象期間

- ・ 令和元年度（令和2年2月～4月） ※提出期限：令和3年6月8日
- ・ 令和2年度（令和3年2月～4月） ※提出期限：令和3年10月29日

（2）対象となる運転者

調査対象期間に在籍していた全ての運転者（ただし、以下の者を除く。）

- ・ 会社役員
- ・ 他の事業（乗合バス事業、貸切バス事業等）の運転者を兼務する者
- ・ 都市型ハイヤー（注1）の専属運転者
- ・ 福祉車両（注2）の専属運転者

（3）記入時の留意事項

- ① 調査票枠外の「本調査の記入方法」に従って記入して下さい。
- ② 調査対象期間の途中で雇用・退職した運転者も調査対象者に含まれます（例えば、令和2年2月に退職した運転者や、令和2年4月に雇用した運転者も対象者に含まれます。）。
- ③ 運転者名の記入は不要です（「1、2～」の通し番号で記入して下さい。）。
- ④ 「勤務・給与体系、性別」は、以下のとおり記入して下さい。
 - ・ 「隔日」「日勤（昼）」「日勤（夜）」「その他（短時間等）」のいずれかに○
 - ※ 定時制乗務員は、「その他（短時間等）」に○
 - ※ 「日勤（夜）」は、「1勤務が日勤勤務の拘束時間内で行われるが、勤務時間帯が午前0時を挟む2暦日にわたるもの」をいいます。
 - ・ 女性の場合は「女性」に○
- ⑤ 「年齢階層」は、調査年度末現在の年齢（例えば、令和元年度の調査であれば令和2年3月末現在の年齢）を基に記入して下さい。
- ⑥ 賃金の支払い月は、賃金計算期間の末日が属する月となります。
（例えば、賃金計算期間が令和2年1月21日から同年2月20日の場合は、「令和2年2月」の欄に記入して下さい。）
- ⑦ 2月から4月の途中で退職、休職、職種変更等により、賃金支払総額、総労働時間、総売上が「0」となる月がある場合は、当該月は「0」と記入して下さい。
- ⑧ 休業による休業手当等については、賃金支払総額から除いて下さい。
- ⑨ 「基本給」は、賃金台帳の「基本給」をそのまま記入して下さい。

※ 調査表の用紙が1枚で足りない場合には、コピーにてご対応ください。

（注1）「都市型ハイヤー」とは、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示」（平成26年国土交通省告示第59号）第1号に規定するハイヤーをいい、「その他ハイヤー」とは、第2号に規定するハイヤーをいいます。

（注2）「福祉車両」とは、タクシー・ハイヤー（一般の需要に応じることができる事業用自動車）以外の事業用自動車をいいます。

